7　財形経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	201	固定負債	201
		剰余金	0
合　計	201	合　計	201

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	2	経常収益	2
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0	当期損失金	0
合　計	2	合　計	2

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第９号

東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和８年11月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和８年８月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　縦覧開始の日　令和８年９月４日
（縦覧期間２週間）

２　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

３　縦覧場所　港区高輪三丁目24番16号品川偕成ビル５階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部品川現地事務所

解散命令公告

広島県公告

下記に掲げる生産森林組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、森林組合法（昭和53年法律第36号）第114条の２の規定に基づき解散命令の要旨を次のとおり公告する。

令和８年８月７日　広島県知事　横田　美香

記

名称及び主たる事務所の所在地

二重坂生産森林組合

広島県庄原市西城町八鳥583番地

命令の要旨

森林組合法第114条の規定に基づき解散を命ずる。

なお、この処分について不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求することができる（処分があったことを知った日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には、正当な理由がない限り審査請求することができなくなる。）。

また、この処分に対して処分の取消しの訴えを提起するときには行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から６か月以内に広島県知事を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には正当な理由がない限り処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。